

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(大分南部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 7 年 4 月	1 日
至	平成 3 2 年 3 月	3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(大分南部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 7 年 4 月	1 日
至	平成 3 2 年 3 月	3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日） の変更内容

- （1）「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（3）特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目 次

2 国有林野の維持及び保存に関する事項	1
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	1
① 保護林	1

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	1	710
<u>希少個体群保護林</u>	1	33
総 数	<u>2</u>	<u>743</u>

第5次国有林野施業実施計画書

(大分南部森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成27年4月	1日
至	平成32年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日） の変更内容

- (1) 「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「(1) 保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目 次

5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	1
	(1) 保護林の名称及び区域	1

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設 ・ 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
森林生態系保護地域	祖母山・傾山・大崩山周辺	既設	保存地区 145.63	1018に1、ほ1、へ1、か1、イ、1020へ、と、1021ろ1	冷温帯林に属し、モミ、ツガ、ブナ、ミズナラ等が高木層をなす原生的な状況を呈しており、非常に貴重なため
			保全利用地区 564.26	1006ち、り、1007ほ、へ、1008ほ～ぬ、1010る、1011そ3、ね、1012き、1013り、り1、ぬ、れ、1014れ、1015そ、1016か、1017ぬ、1018は～ち、か、1020ほ、と1、1021ろ、は、は1	
希少個体群保護林	柏山アカマツ遺伝資源	既設	32.95	1026り	日向アカマツ老齢天然林の保存のため

